

鳥取県職員の勤務時間制度（概要）

勤務形態	対象職員	概要	
		勤務時間	休み
通常の勤務		<b>【始業・終業】</b> 8時30分～17時15分 <b>【休憩時間】</b> 正午から13時まで ※1日の勤務時間：7時45分（週38時間45分）	土曜日、日曜日及び祝日等の休日
特例勤務	業務の対象者または関係者の都合による場合や動植物の栽培・管理などの業務の特性上、早朝又は夜間に業務を行う必要がある職員等	1日の勤務時間（7時間45分）を変更せずに早朝や夕方などの通常の勤務とは異なる時間帯で勤務時間を設定	土曜日、日曜日及び祝日等の休日
フレックスタイム制度			
時差出勤 （夏季特例勤務を含む）	申告を行った職員	・午前7時～午後6時45分の間で15分単位で設定 ※1日の勤務時間：7時45分（週38時間45分） ※公共交通機関により通勤する場合（ノーマイカー運動参加を含む）は5分単位で設定可能 <b>【育児介護を理由とする場合】</b> ・午前6時30分～午後6時45分の間で15分単位で設定 <b>【休憩時間の短縮】</b> ・60分を45分に短縮するのみの申請も可能	土曜日、日曜日及び祝日等の休日
時間伸縮	申告を行った職員	・4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分となるように勤務時間を割り振る ・コアタイムや始業・終業時刻の範囲の指定あり	土曜日、日曜日及び祝日等の休日 <b>【選択的週休3日制】</b> 育児・介護職員及び地域貢献活動を行う職員は、週1日を限度に勤務を割り振らない日を設定可能 ※育児・介護職員：小学6年生までの子を養育する職員、配偶者等で2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員 ※地域貢献活動を行う職員：ふるさと応援休暇の対象となる活動行う職員
交代制勤務	公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員	4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分	4週間ごとの期間につき8日
短時間勤務			
育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する職員で育児短時間勤務の発令を受けた職員	以下のパターンから選択 ①平日（月～金）を3時間55分勤務（週19時間35分） ②平日（月～金）を4時間55分勤務（週24時間35分） ③土日と月～金のうち2日を週休日とし、残り3日を7時間45分勤務（週23時間15分） ④土日と月～金のうち2日を週休日とし、残り3日のうち2日を7時間45分、残り1日を3時間55分勤務（週19時間25分）	土曜日、日曜日及び祝日等の休日に加え、育児短時間勤務の内容に応じて週休日を設けることができる
定年前再任用短時間勤務 暫定再任用短時間勤務	定年前再任用短時間勤務、暫定再任用短時間勤務の発令を受けた職員	週15時間30分から週31時間までの範囲内で定められた時間	土曜日、日曜日及び祝日等の休日に加え、週休日を設けることができる
鳥取方式短時間勤務	鳥取方式短時間勤務職員として採用された職員	概ね週30時間程度	土曜日、日曜日及び祝日等の休日に加え、働き方支援休暇の取得により週休日を設けることができる